

# 藤沢市

## 六会日大前駅周辺地区

### 移動円滑化基本構想



平成 23 年 12 月

藤沢市土木部道路整備課

# 目次

1	はじめに	3
2	バリアフリーの背景	4
2-1	バリアフリー法の制定	4
2-2	バリアフリー法のねらい	5
2-3	バリアフリー法に盛り込まれた新たな内容	6
3	バリアフリー法の構成	7
3-1	バリアフリー法の基本的枠組み	8
3-2	基本構想の内容	9
4	藤沢市交通バリアフリー化基本方針	10
4-1	藤沢市交通バリアフリー化基本方針の4つの基本的視点	11
4-2	藤沢市交通バリアフリー化基本方針の市の共通目標	12
5	都市構造の把握	13
5-1	高齢化率の推移	13
5-2	身体障がい者の推移	14
6	上位計画・将来構想の把握	15
7	六会地区の概況	19
8	問題点と課題点の整理	22
9	六会日大前駅周辺地区基本構想立案の基本方針	27
9-1	バリアフリー化に対するニーズ	27
9-2	藤沢市地区別バリアフリー化整備パターン	28
9-3	六会日大前駅周辺地区における基本方針	31
10	六会日大前駅周辺地区基本構想（案）の検討	32
10-1	重点整備地区の設定	32
10-2	生活関連施設の設定	34
10-3	特定事業として留意すべき事項	36

## 1. はじめに

2000年(平成12年)11月「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」が施行され、市町村は一定規模の駅などの旅客施設を中心とした地区(重点整備地区)について、駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、バリアフリー化のための方針や実施する事業等を内容とする「基本構想」を策定できることとなりました。

本市においても、2002年(平成14年)に「交通バリアフリー法」及び藤沢市行政の基本指針である「ふじさわ総合計画2020」等をふまえ、「藤沢市交通バリアフリー化基本方針」を策定し、取り組むべき基本的な方向について定めました。

その中で、本市の拠点である藤沢駅及び湘南台駅周辺地区について、平成14年に「移動円滑化基本構想」を策定し、平成16年には具体的な整備指針を定めた「藤沢市移動円滑化基本構想に基づく道路特定事業計画書」を策定しました。

藤沢市では、この度、六会日大前駅周辺の徒歩圏を対象とした地区において、駅や周辺の道路、旅客施設、建築物等のバリアフリー化を推進するため、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき「六会日大前駅周辺地区移動円滑化基本構想」を策定しました。

## 2. バリアフリーの背景

～交通バリアフリー法・ハートビル法からバリアフリー法へ～

### 2-1 バリアフリー法の制定

高齢者、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、移動等の円滑化に関してより一体的・総合的な施策を図るため、「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律（ハートビル法、平成6年）」と「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法、平成12年）」を統合・拡充した「高齢者・障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」）が平成18年12月に施行されました。

藤沢市では、これまで交通バリアフリー法の基本方針に基づいて、「藤沢市交通バリアフリー化基本方針」を策定し、具体的な整備指針を定めた「藤沢市移動円滑化基本構想に基づく道路特定事業計画」において重点整備地区を選定し、順次、整備を進めています。

今回策定した、基本構想については原則として「藤沢市交通バリアフリー基本方針」に基づいて検討を行ったものです。

※「バリアフリー新法」と「バリアフリー法」について

「バリアフリー法」については、策定当初においては「バリアフリー新法」と呼ばれていました。これは「交通バリアフリー法」や「ハートビル法」と混同しないためなどの理由によるものでしたが、制定から4年が経過し「バリアフリー法＝高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」との認識も一般的になっていることから、本基本構想においては「バリアフリー法」の名称で統一表記するものとします。

## 2-2 バリアフリー法のねらい

バリアフリー法は、ハートビル法と交通バリアフリー法で既に定められている内容を踏襲しつつ、この2つでは対応が困難であった新たな内容が盛り込まれています。新たな内容としては、ハートビル法・交通バリアフリー法のいずれも、法の名称には「高齢者、身体障がい者等」とありましたが、これがバリアフリー法では「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」と「身体障がい者」ではなく「障がい者等」となりました。これは、バリアフリー法では、身体障がい者のみならず、知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者を含む、すべての障がい者が対象となることを明確にしたものです。

また、バリアフリー法では、バリアフリー化の義務を負う対象者として、ハートビル法の建築主等や交通バリアフリー法の公共交通事業者、道路管理者等に加え、路外駐車場管理者等、公園管理者等を規定しています。このように、バリアフリー法には、ハートビル法と交通バリアフリー法の一体化に伴い、いずれの法律においても対象とされていなかったものが新たに取り込まれ、また、すでに取り込まれていたものも義務の内容が拡充するなど、バリアフリー法は個別施設単体毎の規制が拡充された内容となっています。

## 2-3 バリアフリー法に盛り込まれた新たな内容

### 対象者の拡充

- ・身体障がい者のみならず、知的・精神・発達障がいなど**すべての障がい者を対象**

### 対象施設の拡充

- ・これまでの建築物及び交通機関に、**道路・路外駐車場・都市公園・福祉タクシーを追加**

### 基本構想制度の対象エリア拡充

- ・バリアフリー化を重点的・一体的に進める対象エリアを、**旅客施設を含まない地域まで拡充**

### 基本構想策定の際の当事者参加

- ・基本構想策定協議会制度を法定化
- ・住民などから基本構想の作成提案制度を創設

### 関係者の責務規定

- ・施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）
- ・**心のバリアフリーの促進**

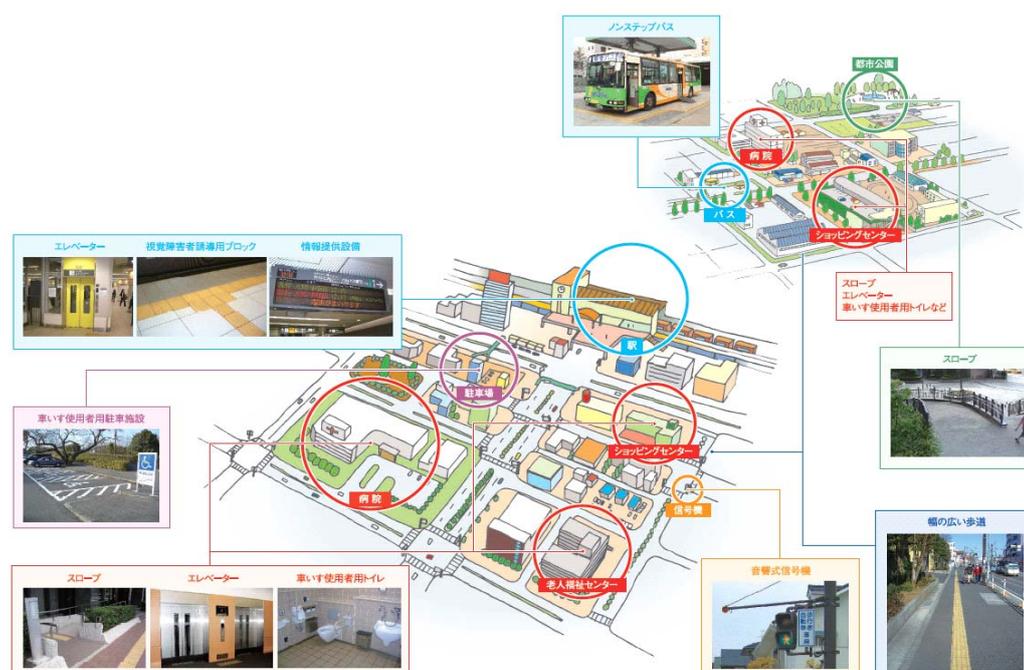


図1 バリアフリー法による整備イメージ

出典 国土交通省 バリアフリー法の解説

### 3. バリアフリー法の構成

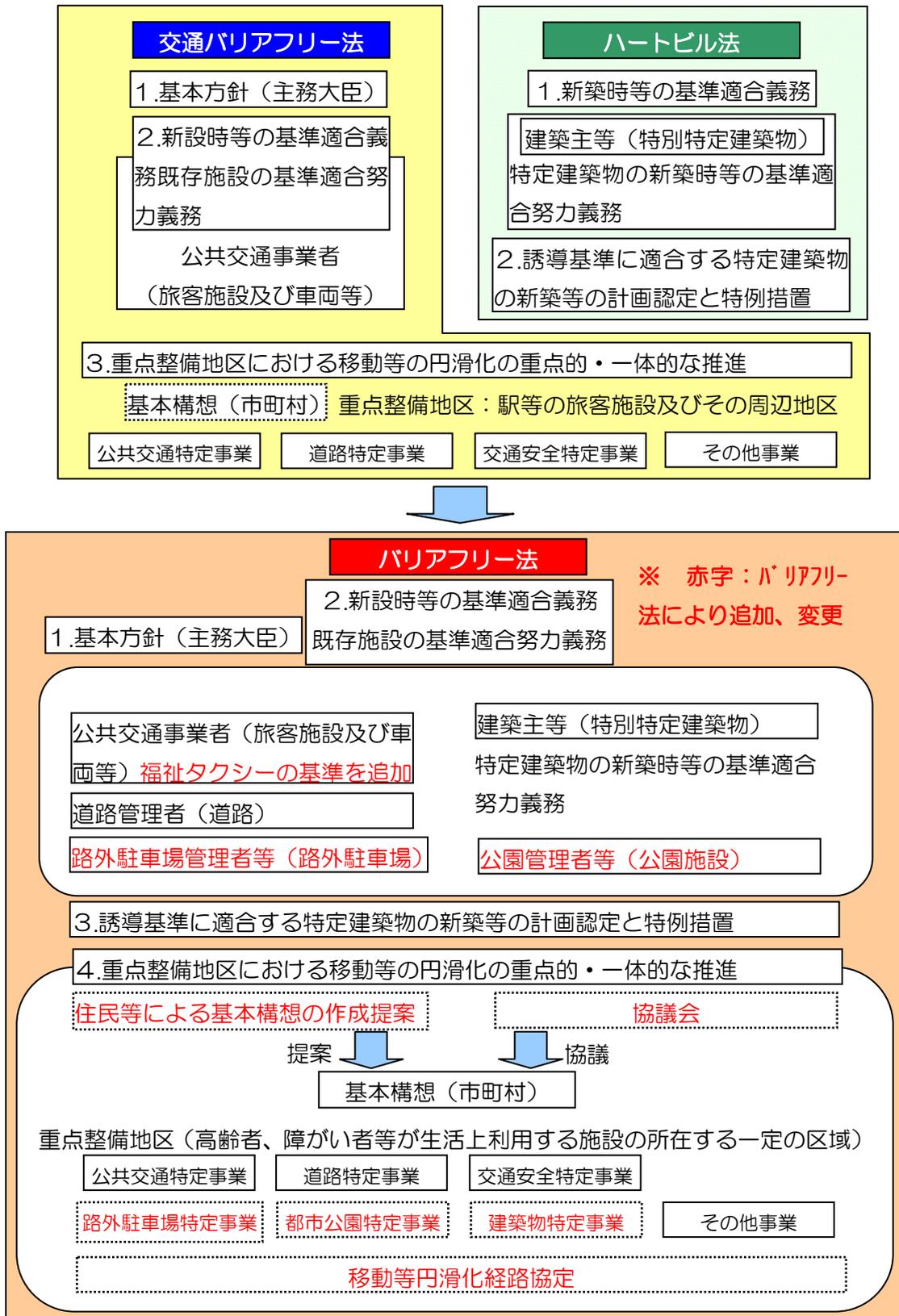


図2 バリアフリー法の構成

### 3-1 バリアフリー法の基本的枠組み

#### 基本方針（主務大臣）

- ・移動等の円滑化の意義及び目標
- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- ・市町村が作成する基本構想の指針 等

#### 関係者の責務

- ・関係者と協力して施策の継続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- ・心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- ・移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ・移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

#### 基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務、既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- ・旅客施設及び車両等
- ・一定の道路（努力義務は全ての道路）
- ・一定の路外駐車場
- ・都市公園の一定の公園施設（園路等）
- ・特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物）

特別特定建築物でない特定建築物（事務所ビル等の多数が利用する建築物）の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務（地方公共団体が条例により義務化可能）  
誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

#### 重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案

#### 基本構想(市町村)

- ・旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障がい者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- ・重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載 等

協議

#### 協議会

- ・市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障がい者等により構成される協議会を設置

#### 事業の実施

- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）
- ・基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

#### 支援措置

- ・公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- ・認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例 等

#### 移動等円滑化経路協

- ・重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する認定の認可制度

図3 バリアフリー法の基本的枠組み

## 3-2 基本構想の内容

基本構想とは、主務大臣が定める「移動円滑化の促進に関する基本方針 平成18年12月15日」に基づき、移動等の円滑化を図ることが必要な一定の地区を重点整備地区とし、移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成することができる、となっています。この基本構想の対象となる範囲は、交通バリアフリー法では、規模の大きな鉄道駅など「特定旅客施設（主として、1日あたりの利用客数が5,000人以上の大規模な旅客施設）」などの旅客施設の周辺のみ限定されていましたが、しかし、バリアフリー法では、1日あたりの利用客数が5,000人に満たない場合や、旅客施設が存在しない地区であっても、基本構想を策定できるようになりました。

### ●基本構想に定める4つの事項

1. 重点整備地区における移動等の円滑化に関する基本的な方針
2. 重点整備地区の位置及び区域
3. 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等の円滑化に関する事項
4. その他必要な事項

### ●重点整備地区の要件

1. 生活関連施設のうち特定旅客施設または、特別特定建築物（官公庁、福祉施設等）に該当するものが概ね3以上あること
2. それらの間の移動が通常徒歩で行われる、概ね400ha（500m～1km圏内）未満の区域
3. 移動等の円滑化のための事業を重点的・一体的に行うことが望まれる地区
4. 移動等の円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること

## 4. 藤沢市交通バリアフリー化基本方針（抜粋）

藤沢市交通バリアフリー化基本方針は、高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため制定された「交通バリアフリー法」及び藤沢市行政の基本指針である「ふじさわ総合計画 2020」等をふまえ、取り組むべき基本的な方向について定めたものである。

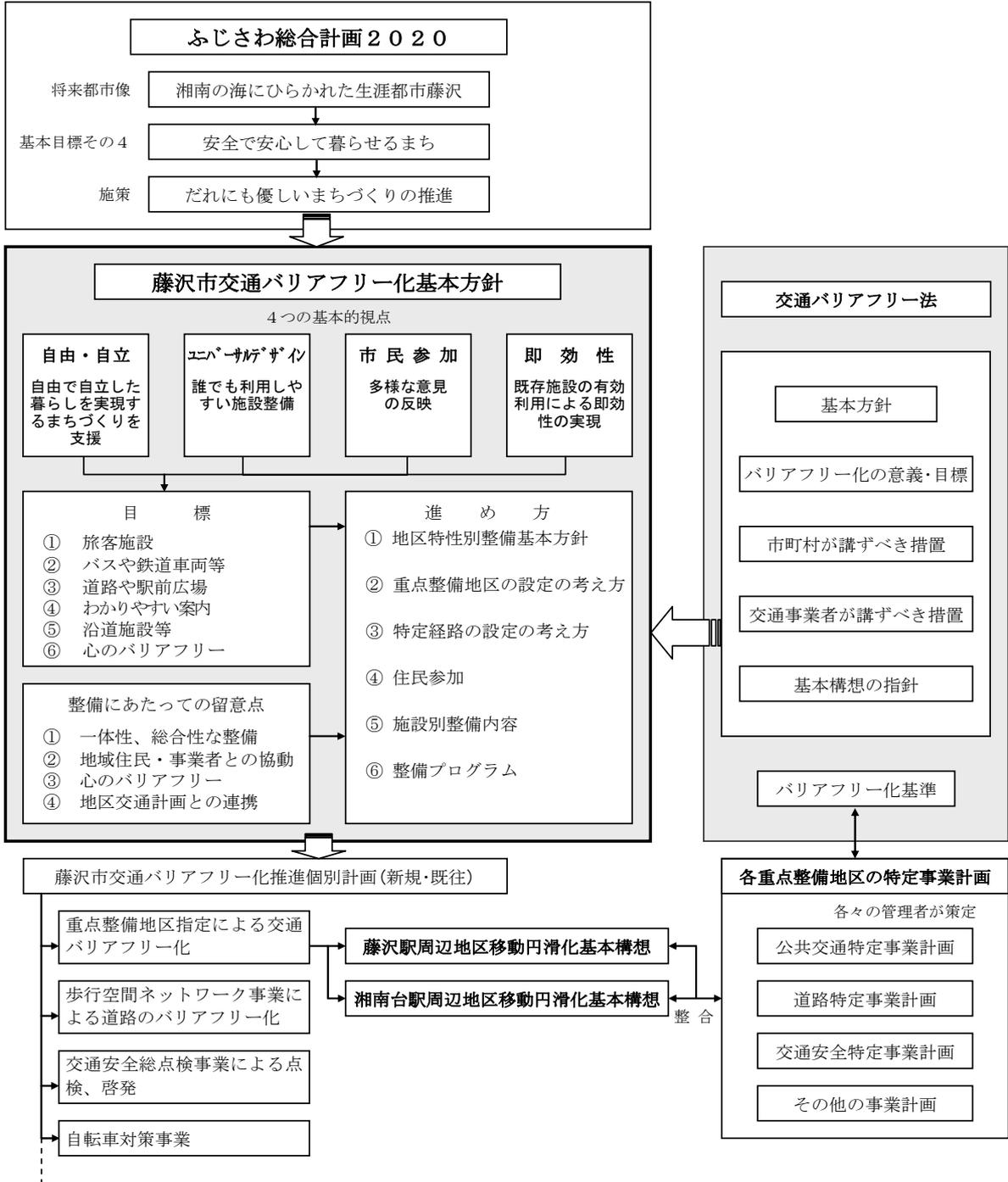


図4 藤沢市交通バリアフリー化基本方針

## 4-1 藤沢市交通バリアフリー化基本方針の4つの基本的視点について

### ①自由で自立した暮らしを実現できるまちづくり

高齢者、障がい者等の社会参加を支援し、自由で自立した暮らしを実現できるよう、まちにおいて安全で快適にすごせ、移動できるような環境をつくるため、まちづくりを支援する。

### ②利用しやすい施設・設備の整備の推進

多くの人が安心して施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインによる施設整備を行い、誰もが快適と感じる魅力ある環境づくりをすすめる。

### ③市民の多様な意見の反映

今後のまちづくりは、市民の参加による合意形成に基づくことが重要となっている。特にバリアフリーの計画に関しては、利用者の意見をふまえた計画が重要である。本計画では高齢者・身体障がい者等をはじめとする多様な市民から、意見聴取を行い、具体的な各計画に反映する。

### ④即効性のあるバリアフリー化

最小限で最大の効果があがるよう、今ある施設や環境を基盤にし、有効活用することにより、即効性のある、バリアフリー化をすすめる。

## 4-2 藤沢市交通バリアフリー化基本方針で示された市の共通目標

### ①旅客施設のバリアフリー化

- 旅客施設について垂直移動の円滑化を図る。
- だれにでも使いやすい施設の整備を行う。

### ②バスや鉄道車両等のバリアフリー化

- 鉄道車両のバリアフリー化やノンステップバス導入について交通事業者に働きかける。
- 確実な案内情報の提供を図る。
- ノンステップバスからスムーズに乗り降り可能なバス停の整備を進める。

### ③道路、駅前広場のバリアフリー化

- 重点整備地区のバリアフリー化を推進する。バリアフリー化を行うにあたっては、高齢者や障がい者等が安心して道路を利用できるよう十分配慮する。
- 特に特定経路については、案内や休憩施設（ベンチ等）の整備されたすべてのひとに歩きやすくわかりやすい道とする。

### ④わかりやすい案内の提供

- 駅を中心に、関係者間で協調した一体的でだれにでもわかりやすいサインの提供を行う。

### ⑤沿道施設のバリアフリー化

- 旅客施設に接する施設や沿道建築物等のバリアフリー化の促進

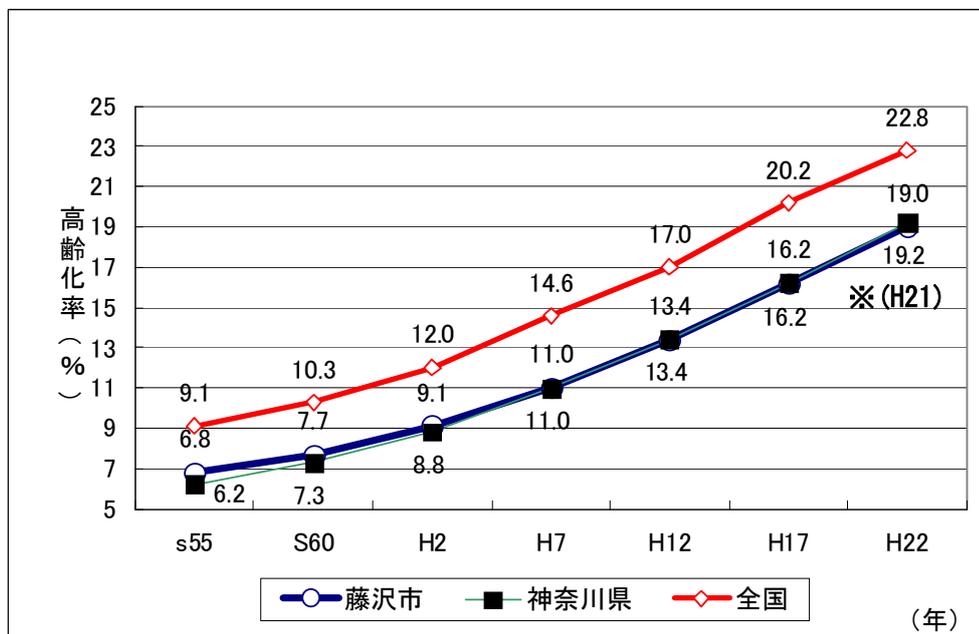
### ⑥市民の心のバリアフリー化

- 市民が高齢者や身体障がい者に対して理解を深め、移動の手助けや協力をを行うことができるように、広報、啓発、教育活動を推進する。

## 5. 都市構造の把握

### 5-1 高齢化率の推移

「藤沢市交通バリアフリー化基本方針」では、高齢化率の推移は、昭和55年に6.8%であったものが、年々上昇し、平成12年においては13.4%となり、将来推計では平成22年において19.0%に達すると予測されていました。今回、新たに実数値を追記しましたが、H17、H22ともに予測値と同程度の数値を示していることが分かります。



※ 神奈川県の平成22年度データについては、平成21年度データを記載

出典：平成12年以前のデータは国勢調査「総務庁統計局」による  
平成17年以後の藤沢市のデータは、「ふじさわ総合計画2020」における人口推計値  
神奈川県のデータは、神奈川県企画部推計資料による  
全国のデータは国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成9年1月推計）」による

表1 高齢化率の推移

## 5-2 身体障がい者数の推移

平成22年（2010年）4月1日現在の本市における障がい者数（身体障がい者は身体障がい者手帳保持者数、知的障がい者は療育手帳保持者数、精神障がい者は精神障がい者保健福祉手帳保持者数）は13,731人となっています。その内訳は身体障がい者が9,726人（全体の14.2%）となっています。平成18年以降の障がい者数の推移を見ると、いずれの障がい種別も増加傾向にあり、特に精神障がい者数は、平成18年から平成22年にかけて41.8%増加しています。また、平成22年の本市の総人口に占める障がいのある人の割合（障がい者比率）は3.36%であり、平成18年（2.97%）と比較して0.39ポイント上昇しました。なお、平成22年4月1日現在の自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、3,877人と、平成18年から平成22年にかけて5.6%増加しました。

表2 身体障がい者数の推移

区 分	2006年 平成18年	2007年 平成19年	2008年 平成20年	2009年 平成21年	2010年 平成22年	4年間の 伸び率
総人口	396,136人	399,503人	402,842人	405,939	408,161人	3.0%
身体障がい者数	8,689人	8,961人	9,228人	9,422人	9,726人	11.9%
知的障がい者数	1,717人	1,775人	1,827人	1,970人	2,060人	20.0%
精神障がい者数	1,372人	1,514人	1,614人	1,738人	1,945人	41.8%
障がい者総数	11,778人	12,250人	12,669人	13,130人	13,731人	16.6%
障がい者比率	2.97%	3.07%	3.14%	3.23%	3.36%	0.39ポイント
(参考)						
自立支援医療	3,671人	3,081人	3,368人	3,561人	3,877人	5.6%

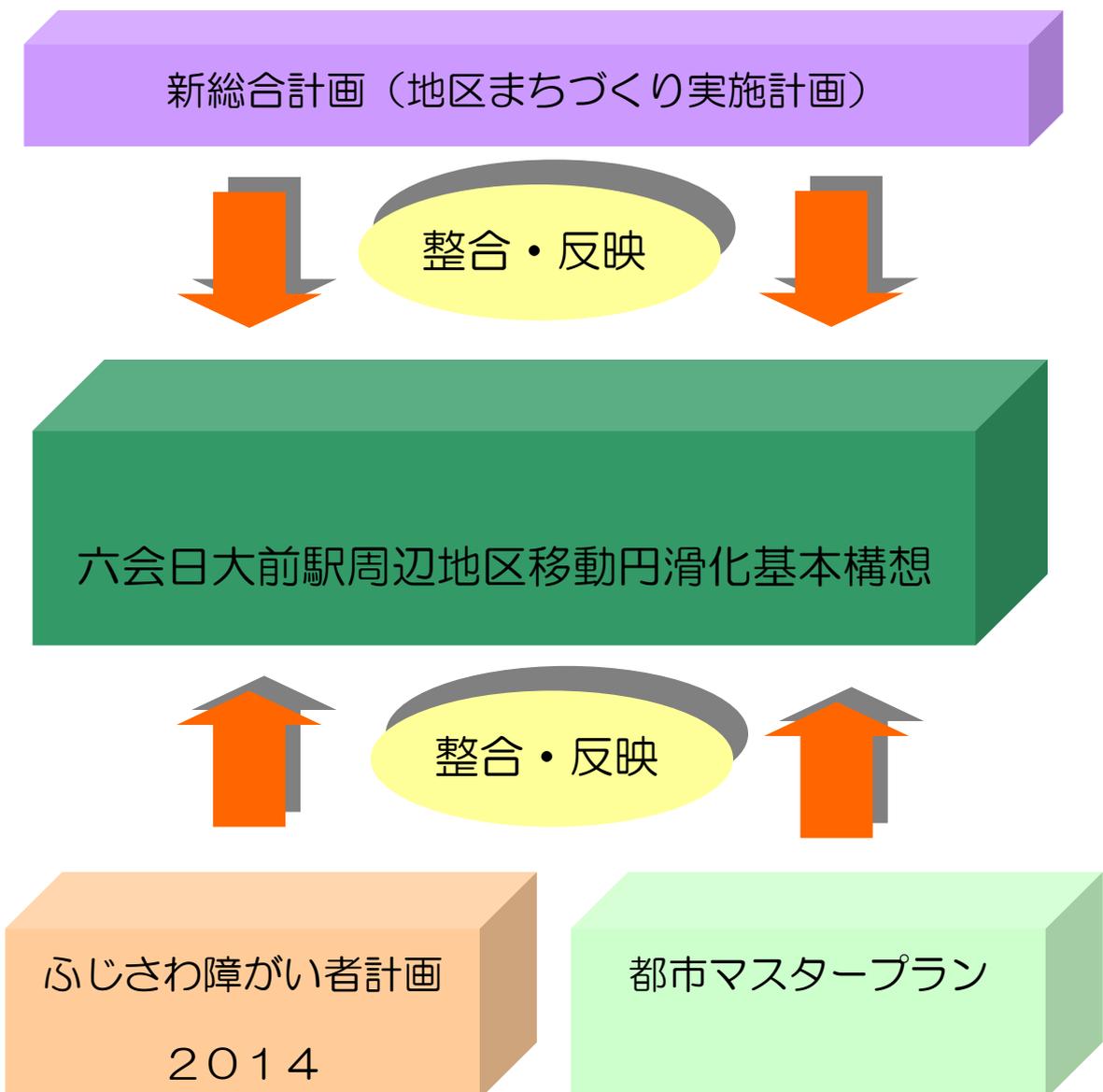
1. 各年4月1日現在の数値。
2. 総人口は、住民基本台帳人口および外国人登録人口。
3. 身体障がい者数は、身体障がい者手帳保持者数。
4. 知的障がい者数は、療育手帳保持者数。
5. 精神障がい者数は、精神障がい者保健福祉手帳保持者。
6. 障がい者総数は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者数の合計値。なお、自立支援医療（精神通院医療）受給者数は含めない。
7. 障がい者比率は、障がい者総数を総人口で除した値。
8. 自立支援医療は自立支援医療（精神通院医療）受給者数。

出典 ふじさわ障がい者計画2014

## 6. 上位計画・将来構想の把握

六会日大前駅周辺地区移動円滑化基本構想は、藤沢市の上位計画にあたる「新総合計画」、「都市マスタープラン」、「ふじさわ障がい者計画2014」などに掲げられているユニバーサルデザインのまちづくりの一環として位置づけられるものであり、諸施策との整合を図りながら地区の特性やまちづくりの方向性などに配慮した計画とすることが必要です。

また、「六会地区まちづくり実施計画」の一環として、「バリアフリー化支援事業」が位置づけられており、それに基づいて地域と市が連携して「移動円滑化基本構想」の検討を取り組んでおり、地域の計画との整合が図られています。



## 藤沢市新総合計画

### 将来像

「私たちの政府」が創る、いまも未来も住み続けたいまち「湘南ふじさわ」

### 3つの基本理念

- 地域経営による持続的な市民主体の「藤沢づくり」を実現します
- 市民と創る「自律するまち」の行政システムを構築します
- 協働して広域連携を展開します

### 都市ビジョン1 市民の力が育てる生活充実都市

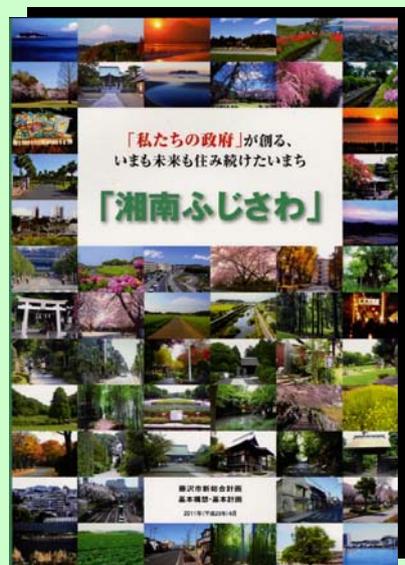
1. 地域自立型の「藤沢づくり」を育むまち
2. 明日の藤沢を担う「藤沢の子どもたち」を育む環境
3. 市民力・地域力による安全で安心して暮らせるまち

### 都市ビジョン2 地域から地球の広がる環境行動都市

4. 共に生き、共に創る地域社会の創出
5. 豊かな地域資源の次世代への継承・発展
6. 地球温暖化防止など未来の地球環境への投資

### 都市ビジョン3 さらに可能性を追求する創造発信都市

7. 「藤沢づくり」を支える都市構造の再構築と地域経済の活力再生
8. 公共資産の維持管理と有効活用
9. 「藤沢ライフスタイル」と「湘南カルチャー」の創出



## 地域まちづくり計画

地域まちづくりのテーマ  
「素的なふるさと六会」

### 都市ビジョン1 市民の力が育てる生活充実都市

#### 藤沢づくりのめざす方向性

- 1 地域自立型の「藤沢づくり」を育むまち
  - ・みんなが公共マナーを守るまち
- 2 明日の藤沢を担う「藤沢の子どもたち」を育む環境
  - ・子どもたちがのびのびと育っているまち
- 3 市民力・地域力による安全で安心して暮らせるまち
  - ・全ての世代がいきいきと活躍しているまち

### 都市ビジョン2 地域から地球に広がる環境行動都市

#### 藤沢づくりのめざす方向性

- 4 共に生き、共に創る地球社会の創出
  - ・地域で支え合うあたたかいまち
- 5 豊かな地域資源の次世代への継承・発展
  - ・豊かな自然と文化を守り育てるまち
- 6 地球温暖化防止など未来の地球環境への投資
  - ・みんなで作ろう、きれいなまち

### 都市ビジョン3 さらなる可能性を追求する創造発信都市

#### 藤沢づくりのめざす方向性

- 7 「藤沢づくり」を支える都市構造の再構築と地域経済の活力再生
  - ・生活しやすい交通環境ができているまち
- 8 公共資産の維持管理と有効活用
  - ・市民センターによる効率的なサービス提供がされるまち
- 9 「藤沢ライフスタイル」と「湘南カルチャー」の創出
  - ・住んでいることを自慢できるまち



## 都市マスタープラン

将来将来像

「自立するネットワーク都市」

都市づくりの基本方針

1. 13地区別まちづくり
2. 活力を生み出す都市づくり
3. 低炭素社会構築にむけた都市づくり
4. 災害に強く安全な都市づくり
5. 美しさに満ちた都市づくり
6. 広域的に連携するネットワークづくり



## 藤沢障がい者計画2014

基本理念

「すべての人の個性が輝くまちへ」

3つのめざす社会像

- ・一人ひとりが自分らしく生きることのできる社会づくり
- ・地域で支え合うことのできる共生社会づくり
- ・すべての人が安心して生活できるユニバーサルな社会づくり

5つの基本目標

1. 個々の障がいや生活状況に応じた支援の充実
2. 障がいのある人の地域生活の充実に向けた支援体制づくり
3. 障がい福祉施策を展開するための基盤整備の推進
4. 安心して生活するための保健医療体制・災害時対策の充実
5. 人にやさしい社会づくりの推進



## 7. 六会地区の概況

### 【現況】

- 平成 17 年の人口は 33,310 人、世帯数は 13,581 世帯であり、昭和 60 年以降増加傾向にあります。年齢別に見ると、65 歳以上の割合が増加傾向、14 歳以下の割合が減少傾向であり、少子高齢化の傾向が見られますが、65 歳以上人口の割合は 13.2%と、全市と比較して低く（市全体：16.5%）世帯人員は減少傾向にあります。
- 地区内では、六会東部、狼谷、石川東部、北部第二（一地区、二地区）土地区画整理事業の実績があり、市街地整備を行った範囲を中心に道路基盤整備が進んでいますが、都市計画道路の整備状況を見ると、整備率が 65.2%と市全体（69.7%）と比較して整備が遅れていることがわかります。
- 市民ニーズでは、「公共施設や道路等街のバリアフリー化」などに関する満足度が低くなっています。

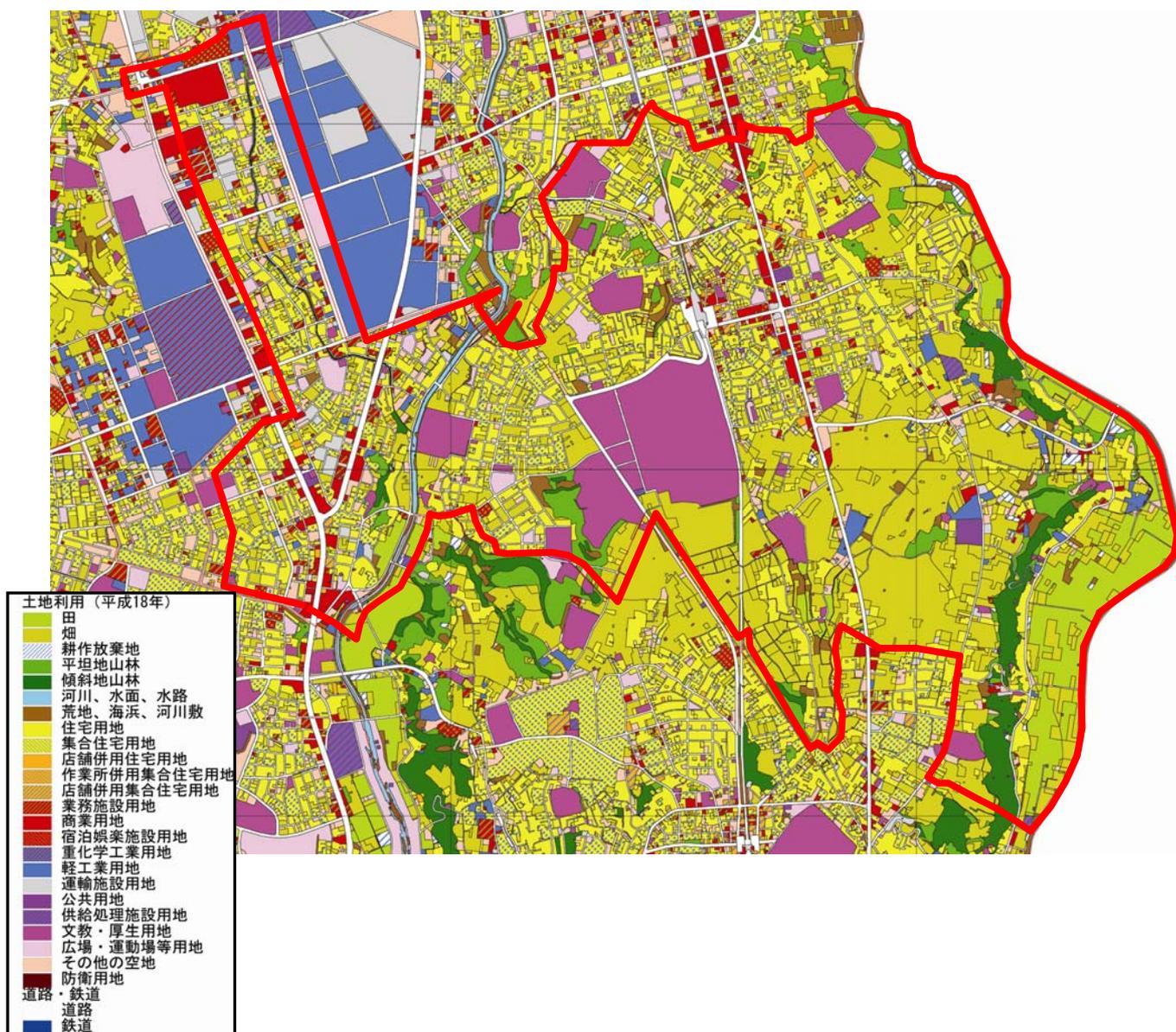


図5 六会地区の土地利用状況

表3 人口・世帯数の推移

人口の状況

	H7	H12	H17
全体(人)	29,519	31,975	33,310
増加率 (%)	17.6	8.3	4.2
市全体増加率 (%)	5.2	2.9	4.4
人口密度 (人/h m <sup>2</sup> )	4,089	4,429	4,614
世帯数	11,252	12,589	13,581
増加率 (%)	25.8	11.9	7.9
市全体増加率 (%)	11.1	7.6	8.6
世帯規模(人)	2.62	2.53	2.45
市全体世帯規模(人)	2.67	2.55	2.46

年齢三分区構成比の推移



年齢別人口の構成（平成 17 年）

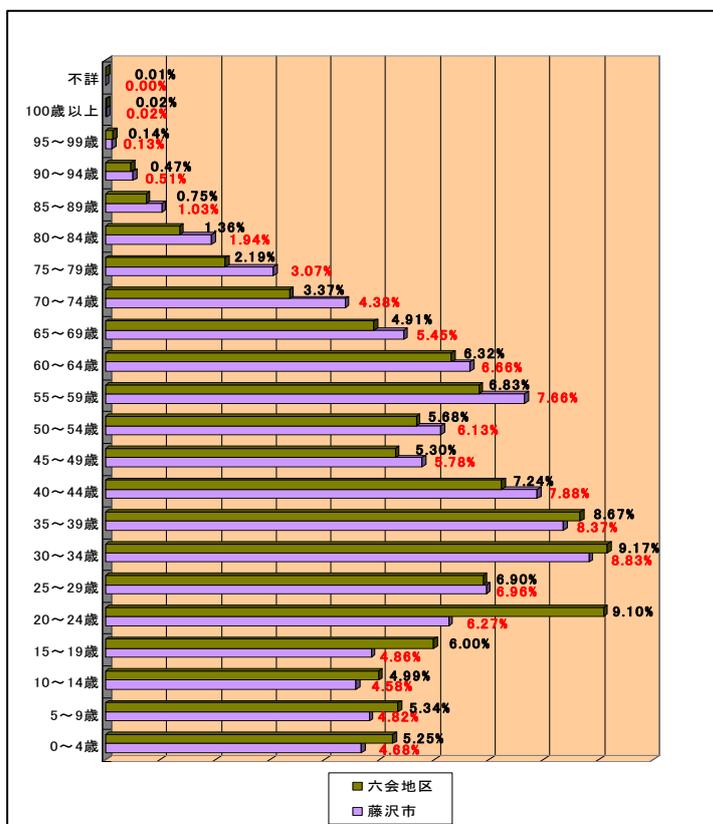


表4 地区住民による施策の評価結果（満足度、重要度）  
 <満足度の上位と下位>

六会地区住民が「満足」と評価する施策			(参考)満足度の市順位
上位	1位	図書館サービスの充実	(全市:1位)
	2位	市民祭りや公民館祭りへの支援	(全市:7位)
	3位	湘南海岸や川など自然景観の保全	(全市:4位)
下位	70位	市内の中小企業の支援	(全市:60位)
	71位	公共施設や道路等街のバリアフリー化	(全市:72位)
	72位	平和事業の推進	(全市:70位)

<重要度の上位と下位>

六会地区住民が「重要」と評価する施策			(参考)重要度の市順位
上位	1位	いつでも安心して受けられる医療の充実	(全市:1位)
	2位	犯罪を未然に防ぐまちづくり	(全市:5位)
	3位	安心できる防災体制の強化	(全市:3位)
下位	70位	市民活動をサポートするための場の提供	(全市:69位)
	71位	ベンチャー企業への支援	(全市:64位)
	72位	市民による芸術文化の創造	(全市:70位)

調査は20歳以上の男女3,000名（無作為抽出）に対し、市の施策を72項目に整理し、項目毎に満足度、重要度について評価していただき、順位をつけたものです。（回収率48.4%）各順位の右側にある「市順位」はその項目の市全体での順位を示します。

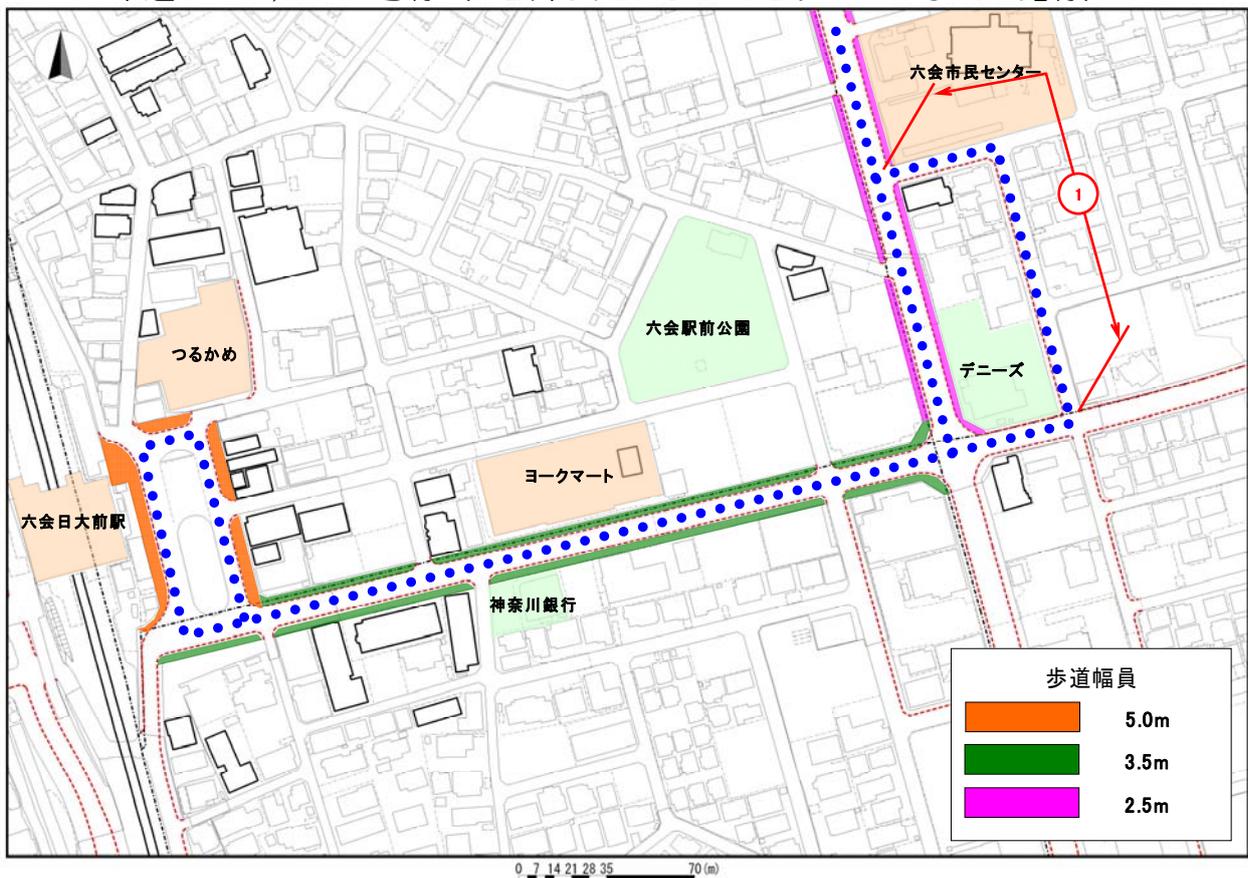
資料：市民満足度等に関する調査（藤沢市 平成20年10月）

## 8 六会日大前駅周辺地区の問題点と課題の整理

現況把握結果及び現地地点検会における主な指摘事項より問題点を整理し課題の抽出を行いました。主な課題としては、歩道の有効幅員の確保、段差の解消等があげられます。

### (1) 歩道

市道104,111号線（六会市民センターからデニーズまでの路線）



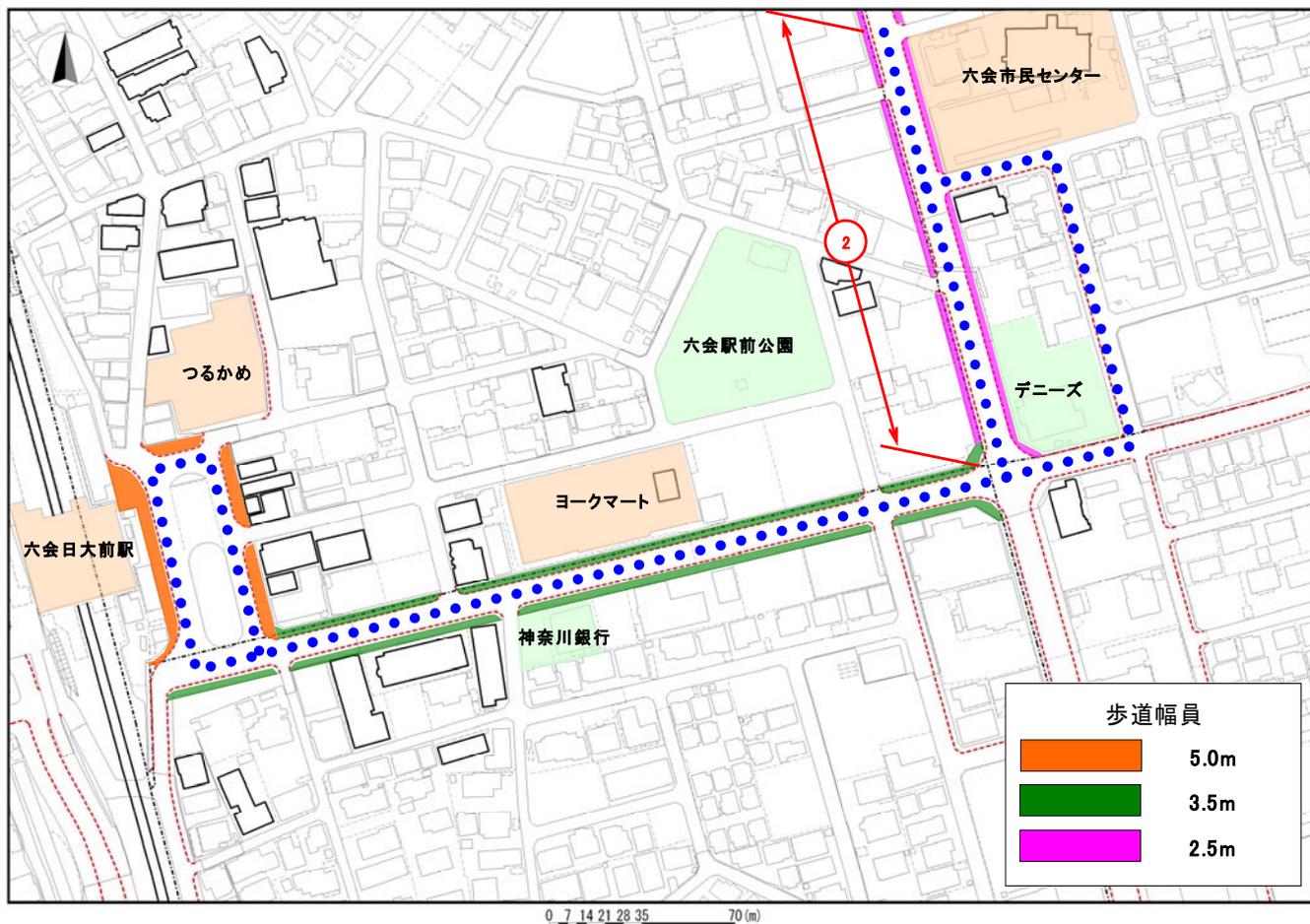
歩道における問題点と課題

問題点	範囲	課題
・民地からの木が歩道にはみ出ている歩道幅員が狭くなっている。	ポイント	・歩道の有効幅員の確保 ・平坦性の確保
・歩車道ブロックが高いのですりつけが急勾配	ルート	
・車が乗り入れる切り下げが急		
・歩道の波打ちがひどくて歩きにくい		

ルート：「ルートそのものによる問題」（ルート全体の改善、ルートの見直しが必要）

ポイント：「特定地点の問題」（個別対策が必要）

国道467号（六会市民センターから六会日大前駅入口交差点まで）

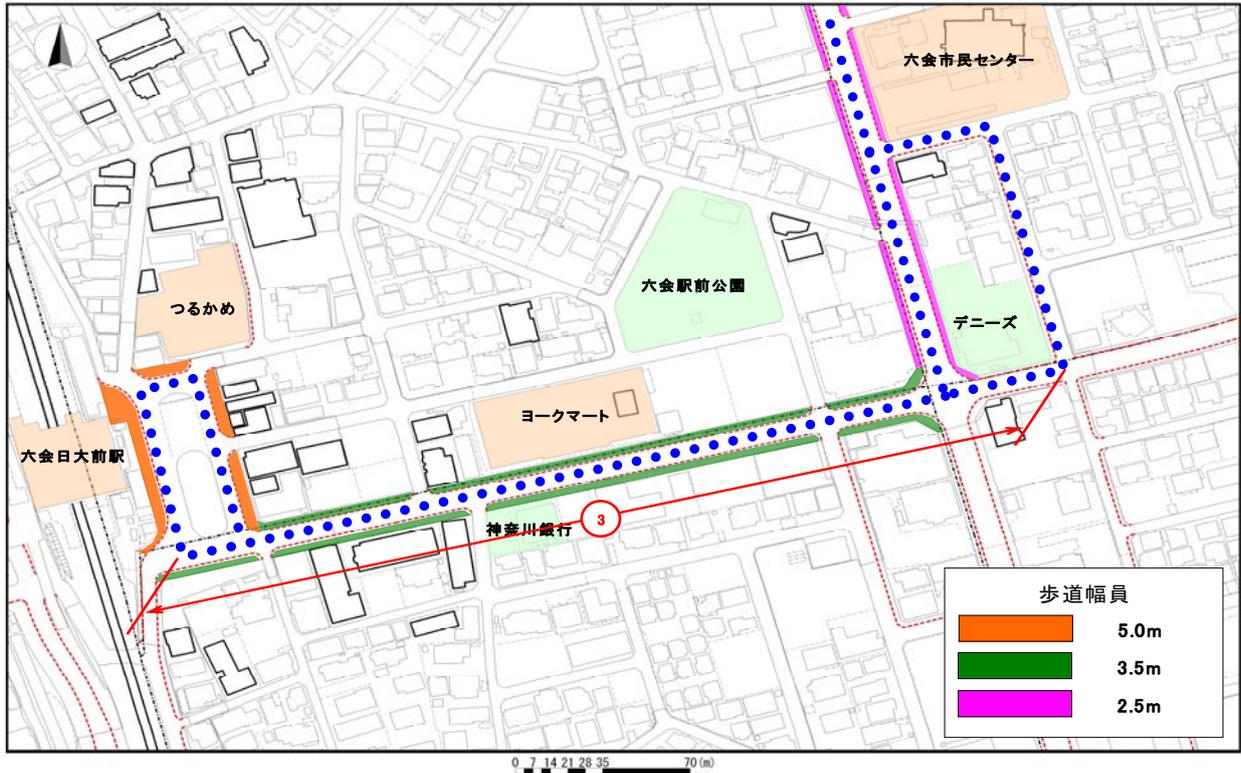


歩道における問題点と課題

問題点	範囲	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱の位置が中途半端で歩行者自転車の通行に支障である。</li> </ul>	ポイント	歩道の有効幅員の確保
<ul style="list-style-type: none"> <li>横断防止柵と歩車道境界ブロックの間に隙間があり、歩ける幅員が狭くなっている。</li> </ul>	ルート	
<ul style="list-style-type: none"> <li>車止め付近の舗装がくぼんでいる。</li> </ul>	ポイント	平坦性の確保
<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗の「のぼり旗」が通行の支障になる。</li> </ul>	ポイント	支障物件
<ul style="list-style-type: none"> <li>車止めは、車の進入を防止するが歩行者には支障になる。</li> </ul>	ルート	

ルート：「ルートそのものによる問題」（ルート全体の改善、ルートの見直しが必要）  
 ポイント：「特定地点の問題」（個別対策が必要）

六会東口通り線（六会日大前駅入口交差点から東口駅前広場まで）



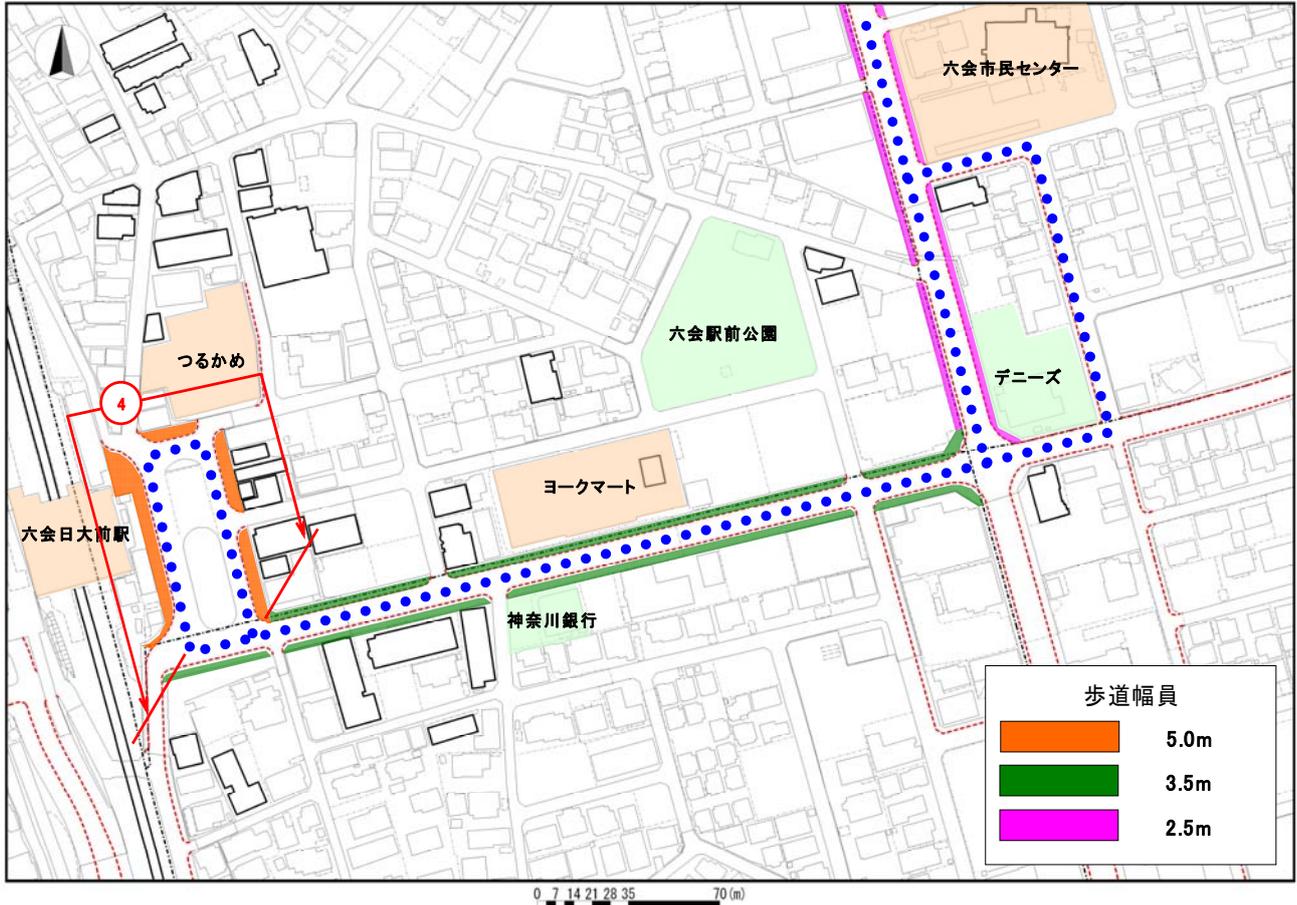
歩道における問題点と課題

問題点	範囲	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>車両乗り入れ部の平坦部分の幅員が狭い。</li> <li>横断防止柵と歩車道境界ブロックの間に隙間があり、歩ける幅員が狭くなっている。</li> </ul>	ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の有効幅員の確保</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>車止め付近の舗装がくぼんでいる。</li> <li>歩車道ブロックが高いのですりつけが急勾配。</li> <li>車の出入りが無いところに切り下げがある。</li> <li>巻き込み部の縦断勾配が急。</li> <li>切り下げ部の横断勾配が急。</li> </ul>	ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>平坦性の確保</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の波打が多くて歩きづらい。</li> <li>店舗の「のぼり旗」が通行の支障になる。</li> </ul>	ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>支障物件除去</li> <li>心のバリアフリー（マナー向上）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>街路樹が多すぎる。</li> <li>店舗利用者の自転車が歩道にはみ出ている歩きづらい。</li> <li>路上駐車が多く、自転車が車道を走行することが困難。</li> <li>自転車利用者のマナーが悪い。</li> </ul>	ルート	

ルート：「ルートそのものによる問題」（ルート全体の改善、ルートの見直しが必要）

ポイント：「特定地点の問題」（個別対策が必要）

## 六会日大前駅東口駅前広場



### 歩道における問題点と課題

問題点	範囲	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>路面のアスファルトがひび割れていてつまづく。</li> <li>切り下げ部の横断勾配が急勾配。</li> </ul>	ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の有効幅員の確保</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>道路上に看板があり歩行に支障がある。</li> <li>ベンチが多すぎる。</li> <li>ベンチの置き方に問題がある。</li> </ul>	ポイント	

ルート：「ルートそのものによる問題」（ルート全体の改善、ルートの見直しが必要）  
 ポイント：「特定地点の問題」（個別対策が必要）

## その他路線

### 歩道における問題点と課題

問題点	範囲	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>踏切は全体的に問題がある。</li> <li>養護学校付近に「止まれ」のサイン（ステッカー）の設置が欲しい</li> </ul>	ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>路側帯の線が消えかかっている。（駅西口）</li> <li>歩道の整備に一貫性がない。（六会346号線）</li> <li>ガードレールの連続性がない。（六会6号線）</li> </ul>	ルート	

ルート：「ルートそのものによる問題」（ルート全体の改善、ルートの見直しが必要）  
 ポイント：「特定地点の問題」（個別対策が必要）

